

11月は国民年金月間

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国 …… 国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担 …… 私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制 …… 物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証 …… 生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料控除の対象 …… 確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金 …… けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額1万6,610円(令和3年度)です。
- ・口座振替のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。



保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。学生には学生納付特例制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

所得の審査対象者および内容は下表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,150				
半額免除	8,310				
4分の1免除	12,460	算入される	されない	10年	本人 配偶者 本人
納付猶予制度	0				
学生納付特例	0				

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付しないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。

ただし令和4年3月31日までに追納する場合、平成31年4月より古い期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きの際は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

予約受付専用電話の受付時間は平日(月～金曜日)午前8時30分～午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

税のお知らせ



問合 所得税 津島税務署 ☎26-2161

市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263

● 年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整によってその年の所得税額が確定するため、確定申告の必要はありませんが、次の場合などは確定申告が必要です。

- ・ 給与収入が2,000万円を超える場合
- ・ 令和3年1月1日～12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・ 給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・ 2力以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

個人事業税

第2期分の納期限は

11月30日(火)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合 西尾張県税事務所

☎0586-45-3169

🌐<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

● 津島税務署からのお知らせ

確定申告は簡単・便利なe-Taxで!

感染防止(安全確保)のため自宅等からの申告にご協力をお願いします。

パソコン・スマートフォン等から「国税庁ホームページ」へアクセスし、画面案内に従って入力するだけで、申告書が作成できます。

◎マイナンバーカードで自宅から送信!

◎最寄りの税務署でID・パスワードを取得して自宅等から送信!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問合 津島税務署 ☎26-2161

🌐<http://www.nta.go.jp>



パート収入と税 (夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象となる方にパート収入があると、その額によって次のような注意が必要です。

- ①配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ②扶養控除を受けられるかどうか
- ③控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は下表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合 税務課市民税G ☎55-9263

パート収入と税金および各種控除(※控除を受ける方の所得が900万円以下の場合)

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000円以下	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	受けられない
1,030,000円以下					36万円 (33万円)	
1,030,000円超 1,500,000円以下					31万円	
1,500,000円超 1,550,000円以下					26万円	
1,550,000円超 1,600,000円以下					21万円	
1,600,000円超 1,667,999円以下					16万円	
1,667,999円超 1,751,999円以下					11万円	
1,751,999円超 1,831,999円以下					6万円	
1,831,999円超 1,903,999円以下					3万円	
1,903,999円超 1,971,999円以下					受けられない	
1,971,999円超 2,015,999円以下						
2,015,999円超						

※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。

※2 配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1,000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区分			控除額	
	年齢	生年月日		所得税	市・県民税
年少扶養	0歳 ~ 15歳	平成18年1月2日 以後		なし	なし
一般扶養	16歳 ~ 18歳	平成15年1月2日 以後	平成18年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳 ~ 69歳	昭和27年1月2日 以後	平成11年1月1日 以前		
特定扶養	19歳 ~ 22歳	平成11年1月2日 以後	平成15年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳 ~	昭和27年1月1日 以前		48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

スポーツ講演会

日時 12月18日(土) 午後3時～4時30分
場所 文化会館小ホール
内容 いつまでもいきいき元気に!健康寿命を延ばす
簡単筋トレ法

参加費 無料

講師 たにもと みちや 谷本道哉氏(近畿大学生物理工学部准教授)

主催 市、市教育委員会、市スポーツ協会

申込・問合

11月4日(木)午前10時から下記で入場整理券を配布。

※1人2枚まで(定員になり次第、締切)

社会教育課スポーツ振興G(月～金曜日の午前8時
30分～午後5時15分) ☎55-9428

市スポーツ協会事務局(水～日曜日の午前9時30分
～午後3時30分) ☎58-5667



NHK「みんなで筋肉体操」「あさいチ」
などで運動の効果を分かりやすく解説
し、筋トレの指導役としても活躍中。

ファミリー・サポート・センター からのお知らせ

研修会(稲沢会場)

日時 11月21日(日) 午後1時30分～3時30分
場所 稲沢市勤労福祉会館 第2・3会議室
内容 「学童期の子どもの『そだち』を支えるために」
講師 長谷川修三氏(津島市教育委員会特別支援教育相談員)
対象 子育て支援活動に関心のある方、子育て中の方、ファミサポ会員
定員 会場受講40人、オンライン受講40人(先着順)
※託児あり(先着5人程度・要予約)

オンライン交流会

日時 12月5日(日) 午前10時～11時30分
内容 「おうちでみんなとつながろう」
リズム体操や紙芝居、簡単おやつを紹介のほか、参加者同士おしゃべりの時
間もあります。
対象 ファミサポ会員、会員登録を希望の方、子育て支援活動に関心のある方
定員 30人

共通

参加費 無料(オンラインに関する通信料は自己負担)
申込 11月5日(金)から申込フォーム、または電話で問い合わせ先へ。
問合 ファミリー・サポート・センター(NPO法人 れんこん村のわくわくネットワーク内)
愛西市北河田町郷西343-1 ☎55-7708 FAX 28-5505

研修会申し込みフォーム



交流会申し込みフォーム



11月は 児童虐待防止推進月間

189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

あなたにできる防止対策

- ・まわりの子どもに関心を持ちましょう。
- ・自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったら、ためらわず通報してください。

問合せ・相談先

家庭児童相談室 ☎24-0350
 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121
 海部児童・障害者相談センター ☎25-8118
 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)

11月は子ども・若者育成支援 県民運動強調月間

育てよう 自分に勝てる子 負けない子

青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識を全ての市民が持つことが重要です。

この機会に、子ども・若者を取り巻く環境を大人自身も振り返り、子ども・若者が社会の一員として自立し、活躍していくことができるよう、支援の輪を拡げていきましょう。

主催 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会
問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)
 ☎55-9421

警察からのお知らせ ～広げよう支援の輪～

問合せ 津島警察署警務課 ☎24-0110



11月25日(木)から12月1日(水)は犯罪被害者週間です。犯罪被害者は、被害後に生じる問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

被害相談

警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からの相談に応じています。(別表参照)

相談窓口名・電話番号	受付時間	内容
性犯罪被害110番 ☎0120-67-7830 #8103(短縮ダイヤル)	終日	性犯罪被害相談 (#8103は一部の通信事業者は有料)
ハートフルステーション・あいち ☎0570-064-810	月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	性犯罪被害者のための ワンストップ支援センター
ふれあいコール ☎052-561-0184	終日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120-7867-70	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪やいじめ等の 少年の被害に関する相談
ストーカー110番 ☎052-961-0888	終日	ストーカー被害に関する相談
暴力団に対する相談窓口 ☎052-951-7700	終日	暴力団に関する相談
ハートフルライン ☎052-954-8897	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪被害者のための 心の悩み相談
(公社)サポートセンター・あいち ☎052-232-7830 (☎0570-783-554)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 (全国共通ナビダイヤル) 午前7時30分～午後10時	犯罪被害等に関する相談

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償を十分に受けることができない場合に、国が給付金を支給する制度です。詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問い合わせください。

ひとりで悩んでいませんか？

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

問合 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

11月12日(金)～25日(木)

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて社会の意識を変えていくことを目的に、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とし、令和3年度のテーマを「性暴力を、なくそう」としています。

性被害に遭ってしまったら

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
☎#8891(はやくワンストップ)

関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行っています。この番号にダイヤルすると、最寄りのセンターにつながります。

性犯罪被害相談電話
全国共通番号
☎#8103(ハートさん)

この番号にダイヤルすると、発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながります。

DV相談窓口

人権推進課

予約不要、電話・面接どちらも無料
午前8時30分～午後5時15分
(市役所閉庁日は除く)



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

問合 名古屋法務局人権擁護部 ☎052-952-8111 内線1450

11月12日(金)～18日(木)

夫やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談ができます。相談内容の秘密は固く守られますので、1人で悩まず、お気軽に相談してください。

相談専用電話 ☎0570-070-810

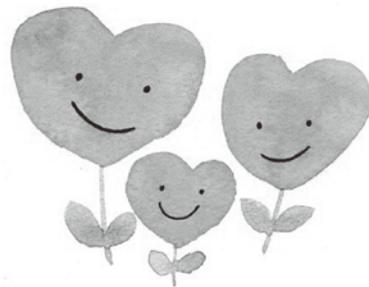
相談日時 11月12日(金)～18日(木)

平日 午前8時30分～午後7時

土・日曜日 午前10時～午後5時

※なお、強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

相談担当者 法務局職員および人権擁護委員



あいち地震防災の日 11月14日(日)

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路や家族間の連絡方法などの確認をしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。
※避難所・徒歩帰宅支援、災害への備えなど、市ホームページもご覧ください。

秋季全国火災予防運動 11月9日(火)~15日(月)

問合せ 消防本部予防課危険物G ☎23-0419



おうち時間 家族で点検 火の始末

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

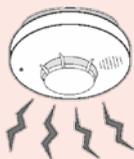
住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・このくらいなら良いと油断しない。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・出火延焼防止のために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を備える。
- ・高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器は付いていますか？

一般住宅でも住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。住宅用火災警報器は家族や近所にいち早く火災発生を知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防ぐことができた事例が多く報告されています。

まだ設置していないご家庭は、大切な家族とご自身のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

いざという時に作動しますか？

「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうか、確認してみましょう。警報音が鳴らない場合は交換しましょう。また住宅用火災警報器の交換時期はおおむね10年です。設置から10年経過したものは交換をお勧めします。

いざという時に正常に作動するように、日頃からお手入れや点検を定期的に行いましょう。

取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場で販売されています。

悪質な訪問販売に注意！

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格や無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)。